

四條畷市体育協会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、四條畷市体育協会（以下「協会」）と称する。

(目 的)

第2条 協会は、本市の体育団体として相互の緊密な連絡調整を図り、市民の体力向上と健全な精神を養うことを目的とする。

(組 織)

第3条 協会は、各連盟及びこれに準ずる団体をもって組織する。

(加 入)

第4条 新たに協会に加入しようとする団体は、1年間の暫定期間を経た後、理事会の承認を受けなければならない。

第2章 事 業

(事 業)

第5条 協会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民体育の向上に関する事業及び調査研究に関すること。
- (2) 本市体育団体相互の連絡調整に関すること。
- (3) その他協会の目的を達成するために必要なこと。

第3章 役員及び理事

(役 員)

第6条 協会は次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	2 名
理 事 長	1 名
副 理 事 長	1 名
書 記	1 名
会 計	1 名
常 任 理 事	若干名

(理 事)

第7条 協会は、各加盟団体から2名選出する。ただし、選出した理事が役員に選出されたときは、その選出団体からさらに1名の理事を選出しなければならない。

(選 任)

第8条 会長は、理事会の互選により選任する。

- 2 副会長、書記、会計及び常任理事は、会長が指名し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 会計監査は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

(任 務)

第9条 役員及び理事の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を統轄し、協会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 書記は、協会、役員会及び理事会の招集通知及び会議の記録等事務処理にあたる。
- (4) 会計は、協会の収入、支出の経理を処理する。
- (5) 常任理事は、協会の広報及び渉外にあたる。
- (6) 会計監査は、協会の会計を監査する。
- (7) 理事は、会務の執行にあたる。

(任 期)

第10条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、役員が欠けた場合における補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(相談役)

第11条 協会に相談役を置くことができる。

第4章 会 議

(役員会)

第12条 役員会は、第6条に規定する役員をもって構成する。

2 役員会は、会長が招集し、その議長となる。

(理事会)

第13条 理事会は、第6条に規定する役員及び理事をもって構成する。

2 理事会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 理事会の議事は、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の議決事項)

第14条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 協会運営の基本方針に関すること。
- (2) 事業計画及び予算に関すること。
- (3) 事業報告及び決算に関すること。
- (4) 会則の改廃に関すること。
- (5) 役員を選出及び推薦に関すること。
- (6) 協会への加盟及び脱退の認否に関すること。
- (7) 第5条に規定する事項に関すること。
- (8) その他特に必要な事項。

第5章 会 計

(経費の支弁方法)

第15条 協会の経費は次に掲げるもので支弁する。

- (1) 会費及び補助金
- (2) 事業収入
- (3) 寄附金
- (4) その他の収入

(会計年度)

第16条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 補 則

(委 任)

第17条 この会則に規定するもののほか必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が細則を定める。

(事務所)

第18条 協会の事務所は、会長宅に置く。

附 則

1 この会則は、令和元年6月12日から施行する。

四條畷市体育協会表彰規程

(目 的)

第1条 本協会加盟団体で、スポーツの普及振興に顕著な功績のあったもの及び著名な大会で優秀な成績を収めたものに対して、その功績に報いるため、この規定の定めるところにより体育協会功労者又は優秀選手として表彰する。

(表彰の基準)

第2条 この表彰は、次の各号の1に該当するものに対し、表彰又は感謝状を授与して行うものとする。

- (1) 長年にわたり本協会又は本協会加盟団体の運営管理の業務に功績があった者。
- (2) 本協会加盟団体が全国、西日本、近畿、大阪府、北河内の各大会において、その成績が優秀であった者。
- (3) 前各号のほか、本協会の事業等に特段の功績があった者。

(被表彰候補者の推薦)

第3条 役員並びに理事は、前条に該当すると認められる者があるときは、被表彰候補者の推薦書を作成し、毎年6月30日までに会長宛提出するものとする。

(被表彰者の決定)

第4条 会長は、前条により推薦された被表彰候補者につき選考委員会に諮り被表彰者を決定する。

2 選考委員は、会長が委嘱する。

(表 彰)

第5条 被表彰者に対しては、毎年市民総合体育大会の際に、会長が表彰状又は感謝状の授与と記念品を贈り表彰する。

附 則

1 この規定なきことは、選考委員会で決まる。

1 この規定の第2条第1項、第2項及び第3条、第5条の取扱内規については、別に定める。

1 この規定は、令和元年6月12日から施行する

四條畷市体育協会弔規程

(目 的)

第1条 この規定は、協会の役員、理事に弔金の支給について定めることを目的とする。

(種 類)

第2条 弔金の種類は、死亡弔慰金及び見舞金の二種類とする。

(手 続)

第3条 この規定に定める弔金を受ける事態が発生した場合は、その事実を役員に届ける。

附 則

1 この規定なきことは、役員会で細則を定め、理事会で承認を受ける。

1 この規定の第2条の取扱内規については別に定める。

1 この規定は、令和4年9月14日から施行する。

【弔規程内規】

1 弔規定第2条の死亡弔慰金の範囲は、本人のみ10,000円
見舞金は、本人が二週間以上の入院とし、10,000円とする。

四條畷市体育協会新規加盟規程

第1条 四條畷市体育協会（以下「協会」という。）に加盟しようとする団体は、次の書類を添えて申請するものとする。

- (1) 加盟申請書
- (2) 会則（規約）
- (3) 役員及び会員名簿
- (4) 事業報告書及び事業計画書
- (5) 決算報告書及び予算書

第2条 協会に加盟しようとするスポーツ団体は、次の条件に該当しなければならない。

- (1) 協会の目的に賛同し、事業に協力できる団体で四條畷市内に事務所を置くアマチュアスポーツ団体であること。
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会（公益財団法人大阪府スポーツ協会）加盟団体であること。（準加盟団体及び協力団体を含む。）

第3条 協会に加盟申請者があったときは、会長がこれを受け、役員会及び理事会の承認を得て加盟を決定するものとする。ただし、承認をするまでの間は準加盟団体とし、当分の間（原則として1年）次の内容についてその実績を見るものとする。

- (1) 加盟団体と同等に事業等への参加に協力すること。
- (2) 代表2名を選出し、理事会に出席すること。（議決権を有しない。）
- (3) 団体は、特定の宗教、政治などに関与してはならない。
- (4) 連盟旗（指定）を作成し登録費、その他の費用が規定によって納入できること。
- (5) 協会加盟団体相互の秩序を守ること。

附 則

この内規は、令和元年6月12日から施行する。